

# 市県民税に関するお知らせ

問課税課 (市役所 2階 3番窓口) ☎ 32-2015

## 市県民税と森林環境税

### 増額

森林についてのさまざまな課題の解決に取り組むため、令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります。

森林環境税は、市県民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

プラス 1,000円

### 減額

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」による市県民税均等割の標準税率への加算の期間が終了したため、市県民税均等割は1,000円の減額となります。

マイナス 1,000円



令和6年度以降の市県民税均等割額 + 森林環境税 = 5,500円  
※令和5年度までの市県民税均等割額と同じ額



申請不要!

## 市県民税の定額減税

物価上昇による家計負担を軽減するため、令和6年度の市県民税所得割額から、定額で減額します。

**対象者** 次のすべてに当てはまる人

●合計所得金額が1,805万円以下(給与収入のみの場合は給与収入額が2,000万円以下)の人

●所得割が課税される人

**減税額** ①~③の合計額

①納税義務者(本人) = 1万円

②控除対象配偶者 \* 1 = 1万円

③扶養親族 \* 2 = 1人につき1万円

※②③は、国外居住者を除きます。年末調整や確定申告・市県民税申告などで、配偶者控除・扶養控除を申告している必要があります。また、同じ人を他の人と重複して扶養にとることはできません

\* 1 納税義務者(本人)と同一生計で、前年の合計所得金額が48万円以下、かつ、納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下の配偶者

\* 2 納税義務者(本人)と同一生計で、前年の合計所得金額が48万円以下の親族(配偶者・事業専従者を除く)

### 実施方法

#### ●給与天引きで納める人

令和6年6月分は給与天引きしません。定額減税後の税額を、令和6年7月分から令和7年5月分までの11カ月で給与天引きします。

#### ●納付書・口座引落で納める人

第1期分(令和6年6月分)の市県民税から減額し、第1期分から減額しきれない場合は第2期分(令和6年8月分)以降の市県民税から順次減額します。

#### ●年金天引きで納める人

令和6年10月分の市県民税から減額し、減額しきれない場合は令和6年12月分以降の市県民税額から順次減額します。



給与天引きで納める人で、定額減税の対象とならない人は、通常どおり6月分から給与天引きします。



定額減税可能額が市県民税所得割額を上回る場合は、減額しきれなかった金額分の調整給付金を支給します。対象者には後日お知らせします。



地域で考えよう 農地の将来像

# 地域計画

農業者の高齢化や担い手・後継者不足などで遊休農地が全国的に増加しています。地域農業を維持するために、誰が・どこの農地を管理するのかなど、地域農業の在り方について地域の皆さんで話し合い、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を作ります。

農農業委員会事務局 ☎ 32-2159 (農業振興課内:市役所4階)、農業振興課 ☎ 32-2079

## 地域計画って何?

市内を8地域に分け、地域の農業をどのように維持・発展させていくかを地域の皆さんで話し合い、作り上げていく将来計画のことです。

## 具体的にはどうするの?

地域の農地で「この先誰が何をやるのか」「使わない農地をどうしていくのか」などを、地域で話し合い、その内容をもとに地図や計画書を作成します。10年後の目指したい農地利用の姿を示す「目標地図」を作り、1筆ごとの利用状況を見える化していきます。

### 現状の確認

地域ごとに、現在の作り手を色で表した地図を作成

誰がどこを管理しているのか明確化

A	D	A	C
B	D	A	E
C	B	耕作放棄地 A	E D

### 目標地図の作成

耕作地を入れ替えてまとめることで、農作業の効率がUP  
ゆるやかに農地を集積・集約

A	A	B	B
A	A	B	B
C	C	D	D D

## どのように進むの?

4月

農地所有者に意向調査

済

8月~  
8つの地域ごとに協議

農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区などの関係者も参加し、サポートします!

9月~

協議の結果を取りまとめて公表し、地域計画(案)を市が作成

令和7年3月末  
地域計画の策定、公告

令和7年4月~  
地域計画の実行、見直し

※令和7年4月の地域計画の実行以降も、毎年見直しを行います

### ! 地域計画内の農地転用などにはご注意ください

地域計画に位置付ける農地は、農地として管理することが前提となり、転用などが制限され、許可されないことがあるため注意が必要です。

近い将来、転用などを行う意向がある農地については、農業委員会事務局にご相談ください。